

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可申請書 添付書類一覧表

	添付書類	申請の内容		
		新規	更新	変更
1	① 申請書の第2面、第3面及び別紙に記載した申請者、全ての役員（監査役を含む。）、使用人及び出資者の 住民票（本籍地（外国人の場合は国籍）の記載のあるもの。マイナンバーの記載のないもの。以下同じ。） ②申請者が未成年者の場合は、法定代理人の 住民票 ③出資者が法人の場合は、法人の 履歴事項全部証明書	○	○	○
2	法人は、定款（寄附行為）及び履歴事項全部証明書 （定款は原本証明をしてください。）	○	○	○
3	役員等が欠格要件に該当していない旨の 誓約書 （様式は自由） （事業者、役員、株主等が欠格要件に該当していないことの誓約）	○	○	○
4	法人の登記事項証明書に登記されていない使用人について、政令第6条の10に規定する使用人であることの 証明書	△	△	△
5	事業計画の概要			
	①全体計画の概要	○	△	○
	②収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等	○	△	○
	③運搬施設の概要	○	○	○
	④収集運搬の具体的な計画	○	○	○
	⑤環境保全措置の概要	○	○	○
6	①車検証の写し（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項を添付）及び車両の写真	○		
	②運搬容器を使用する場合は、運搬容器の写真及び構造図	○		△
	③事務所、駐車場付近の見取図	○		
7	積替え保管を行う場合	① 保管計画書 並びに施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	○	△
		②当該土地の登記事項証明書及び公図	○	△
		③建物を使用する場合は、建物の登記事項証明書	○	△
		④他人の土地又は建物を借用する場合は、借用に係る契約書等の写し（注2）	○	△
		⑤当該土地の使用が他法令により規制を受ける場合は、所管課と協議（裏面参照）	※	※
8	①他人の車両を借用する場合は、雇車両契約書等の写し	○		
	②他人の土地を駐車場として借用する場合は、借用に係る契約書等の写し	○		
9	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集運搬に関する講習会の修了証の写し	○	○	○
	修了証の照合を行いますので、原本を御持参ください。	○	○	○
10	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	○	○	○
	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類（注3）	△	△	△
11	（法人） 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳、売上（又は製造等）原価の内訳を含む。）、株主資本等変動計算書、個別注記表	○	○	○
	（個人） 資産に関する調査書			
12	（法人） 直前3年の法人税の納税証明書（その1）	○	○	○
	（個人） 直前3年の所得税の納税証明書（その1）			
13	直前3年の各事業年度における確定申告書の写し（法人は別表1（1）及び別表4、個人は1面）	○	○	○
14	経理的基礎申告書【市独自様式】（診断書が必要かどうか判断してください。）	○	○	○
	収支計画書に基づく経営診断書	△	△	△

（注）1：○印は、必ず添付する書類です。△印は、該当する内容がある場合にのみ添付が必要です。

2：借用する土地等の使用について、所有者の承諾が得られていることが必要です。

3：事業の開始に要する資金の調達が必要な場合は、**金融機関の証明書が必要**です。

4：収集運搬業の**更新、事業範囲の変更**を申請する場合は、○印以外の書類であっても内容に**変更のある書類は添付してください。**

5：申請に必要な部数は**2部（提出用、控用）**です。控用はコピーでも結構です。

6：住民票等の各種証明書類は、交付の日から3か月以内のものを添付してください。正本には原本を添付してください。

7：申請は、日時等を担当者と調整して行ってください。

※収集運搬業における経営診断書の添付の判断基準

【法人】

決 算 書	営業実績 3年以上							営業実績 3年未満
	積替え保管を除く			積替え保管を含む				
直前期自己資本比率	0～10%未満	マイナス		0～10%未満	マイナス			
経常利益金額等 (直前3年平均)	赤字	赤字	赤字	(赤字)	黒字・赤字	黒字	赤字	
経常利益金額等 (直前期)	赤字	黒字	赤字	(赤字)	黒字	赤字	赤字	
診断士の診断書	必要	必要	不許可	必要	必要	必要	不許可	必要

注：・上表に該当しない者は、診断士の診断書を添付する必要はありません。

例：直前期自己資本比率が10%以上の事業者

- ・経常利益金額等とは、損益計算書の経常利益の金額に損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た数字をいいます。
- ・(赤字) は、どちらかが赤字又は両方とも赤字の場合を意味します。
- ・自己資本比率：(貸借対照表の資本の部の合計) ÷ (貸借対照表の資産の部の合計) × 100
- ・診断士の診断書は、今後5年間の収支計画書に基づく中小企業診断士の経営診断書です。
- ・不許可となった場合でも、申請手数料及び診断費用は申請者の負担となります。

【個人】

資 産 調 書	営業実績3年以上				営業実績3年未満
	積替え保管を除く		積替え保管を含む		
直前3年の所得税を1年でも納税していない年がある	資産<負債		全ての業者		全ての事業者
直前3年の所得税を3年間、納税していない		資産<負債		資産<負債	
診断士の診断書	必要	不許可	必要	不許可	必要

注：・上表に該当しない者は、診断士の診断書を添付する必要はありません。

例：資産の合計から負債の合計を引いた額がプラス（0以上）で毎年納税している者

- ・診断士の診断書は、今後5年間の収支計画書に基づく中小企業診断士の経営診断書です。
- ・不許可となった場合でも、申請手数料及び診断費用は申請者の負担となります。

※積替え保管を行う場合でその土地が他法令により規制を受ける場合は、下記の所管課と協議する必要があります。

関係法令	市役所相談窓口
農地法	農政課
森林法	森林課
建築基準法	開発審査課又は建築相談課
都市計画法、自然公園法	開発審査課
道路法、砂防法	土木管理課
河川法	土木管理課又は河川課